

2024年3月28日

各 位

株式会社八十二銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、手形・小切手の全面的な電子化の一環として、下記の対応を実施いたします。当行では、2026年度末までの手形・小切手の全面電子化に向けて、全国銀行協会の自主行動計画に則り、政府・産業界と一丸となり、一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 背景

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画※を策定しています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として実施するものです。

※ 全国銀行協会策定の自主行動計画の詳細については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

2. 実施内容

(1) 手形帳・小切手帳の発行終了

発行終了日：2025年5月30日（金）

2025年5月30日（金）時点で当座預金をお持ちのお客さま、また、同日以降に当座預金を新たに開設されるお客さまについて、発行を終了させていただきます。

※発行終了日時点で保有されているお手元の手形帳・小切手帳につきましては、同日以降も引き続きご利用いただけます。

※八十二銀行と長野銀行が合併する2026年1月1日以降も、旧行名の手形帳・小切手帳は引き続きご利用いただけます。また、合併前に振り出された旧行名の手形・小切手もこれまでと同様に決済されます。

(2) 手形・小切手の代金取立の一部受付終了

2027年4月以降を期日とする手形・小切手（2027年4月以降を期日とする先日付小切手も含む）は、代金取立の受付を終了させていただく予定です。

該当の手形・小切手をお持ちのお客さまは、今後ご案内いたします取立受付終了日までにお取引店にお持ち込みください。取立受付終了日は、2025年中にホームページ上でご案内予定です。

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、様々なメリットがございます。

(1) 代金支払い等について

手形・小切手をご利用のお客さまは、インターネットバンキング（ネットEB）による振込

や電子記録債権（でんさいサービス※）といった電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

※でんさいサービスについては、下記 URL をご覧ください。

<https://www.82bank.co.jp/hojin/it/82-densai/>

(2) 当座預金からの出金について

当座預金からの出金が必要なお客さまは、当座預金払戻請求書（50 枚綴り 1 冊 990 円）をお買い求めのうえ、ご利用ください。

以 上